

全印工連第 68 号
令和8年8月 31 日

都道府県印刷工業組合
理 事 長 殿

全日本印刷工業組合連合会
会 長 瀬 田 章 弘

令和8年熊本地震に対する義援金募集について

平素は当連合会の事業推進につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7月 28 日に発生した熊本県熊本地方の地震におきましては、ご高承の通り大きな災害となり、特に被害の大きかった八代市などを中心に複数の組合員企業が被害に遭われました。また、災害救助法の適用範囲にも複数の組合員企業が所在することから、この度、全印工連として下記により義援金の募集を決定いたしました。

各工組におかれましては、主旨をご理解いただき、ご協力いただける範囲内で結構ですので、ご支援をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。なお、義援金は今後に判明する被災状況に応じ、該当の工業組合にお渡しする予定です。

記

(1)募集対象

各工組を対象といたします。

(2)金額

口数等は設定せず、任意とさせていただきます。

(3)募集期間

令和8年8月 31 日(月)～9 月 30 日(水)

(4)送金先

口座名義人 全日本印刷工業組合連合会
三菱UFJ銀行 八重洲通支店 普通預金 No.0086157

*ご送金いただく場合は、別紙送金連絡票にて事前にご連絡いただきますようお願い申し上げます。なお、既に工組としてお見舞い金等を送付済みの場合には、その旨ご連絡くださるようお願い申し上げます。

〈参考〉

8/25 現在で、熊本工組から計 15 社の震災被害が報告されています。

以上

(追 記)

今回の災害義援金募集は、法人税法基本通達 9-7-15の4で処理しています。お送りした、「令和8年熊本地震に対する義援金募集について」と「令和8年熊本地震災害義援金および配分に関する内規」を各工組において保管願います。

法人税法基本通達9-7-15の4

(災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等)

法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等(以下9-7-15の4において「同業団体等」という。)の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等(災害の発生を機に新たに定めたものを含む)に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、9-7-15の3の取扱いにかかわらず、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入する。

令和 8 年熊本地震災害義援金および配分に関する内規

令和 8 年 8 月 31 日 制定

全日本印刷工業組合連合会

第 1 条 令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本地震により被災した組合員を支援するため、災害義援金を募り、見舞金を贈る。募集要領および贈呈先について次のとおり定める。

第 2 条 災害義援金は、各県工組を通じて募集する。なお、義援金は、組合員数等を基準とする。

2. 募集期間は令和 8 年 8 月 31 日から 9 月 30 日までとする。
3. 義援金協力者には礼状を送付する。
4. 義援金協力者名簿を作成、保管する。
5. 義援金受け入れの銀行口座は次の通りとする。

口座名義人 全日本印刷工業組合連合会

三菱 UFJ 銀行 八重洲通支店 普通預金 No. 0086157

第 3 条 義援金は、今後に判明する被災状況に応じ、該当の工業組合に贈るものとする。

第 4 条 本内規は令和 8 年 8 月 31 日より実施する。

令和 8 年熊本地震義援金 送金連絡票

FAX 03-3552-7727

全印工連 総務課 行

_____ 印刷工業組合

下記により、令和 8 年熊本地震義援金を送金いたします

記

送金日 令和 8 年 _____ 月 _____ 日

送金額 _____ 円

以 上